

○滝沢市小規模修繕、工事等契約希望者登録要綱

平成23年7月6日

告示第144号

注 平成28年3月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この告示は、市が発注する小規模な修繕、工事等(以下「小規模修繕、工事等」という。)について、市内の競争入札参加資格を持たない事業者を登録することにより、市内小規模事業者の受注機会の拡大を図ることを目的とする。

(対象となる契約)

第2条 小規模修繕、工事等の対象となる契約は、発注額が50万円以下のもので内容が軽易なもの、かつ、履行の確保が容易なものとする。ただし、指定工事店の登録制度に基づく滝沢市水道事業の給水区域内の給水装置工事及び滝沢市公共下水道事業の排水区域内の排水設備工事については、小規模修繕、工事等の対象外とする。

(登録できる者)

第3条 登録を希望する者(以下「登録希望者」という。)に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に主たる事業所(本社又は本店)又は住所(住民登録)を有する者であること。
- (2) 市税を滞納していない者であること。
- (3) 滝沢市競争入札参加資格者名簿に登録されていない者であること。
- (4) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有する者であること。
- (5) 成年被後見人、被補佐人又は被補助人でないこと。
- (6) 破産者で復権を得ていない者でないこと。

(登録できる業種数)

第4条 登録希望者は、別表に掲げる業種の中から、希望する全ての業種の登録を申請することができるものとする。

(登録申請の方法)

第5条 登録希望者は、滝沢市小規模修繕、工事等契約希望者登録申請書(様式第1号) (以下「登録申請書」という。)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 会社、法人の登記事項証明書又は登記簿の謄本(申請者が法人の場合)
- (2) 印鑑証明書
- (3) 身分証明書(申請者が個人の場合)
- (4) 納税証明書(申請者が法人の場合は法人市民税及び固定資産税、個人の場合は市県民税及び固定資産税)
- (5) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し

2 登録申請書等を提出できる期間は、原則として、西暦の偶数年(以下「定期提出年」という。)の3月1日から3月18日までの間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その都度、登録申請書等を提出できるものとする。

(平29告示1・一部改正)

第6条 市長は、前条の規定により登録の申請があったときは、必要書類の確認及び第3条に規定する必要な資格の審査を行い、資格があると認められる場合は、滝沢市小規模修繕、工事等登録名簿(以下「登録名簿」という。)に登録するものとする。

2 市長は、登録名簿に登録したときは、登録申請書等を提出した者に対し、登録の可否を滝沢市小規模修繕、工事等登録名簿(登録・非登録)通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(登録の適用期間)

第7条 登録名簿は、当該定期提出年の4月1日から次の定期提出年の3月31日まで使用する。

(登録者の取扱)

第8条 市長は、一般に公開できるものとする。

2 市長は、小規模修繕、工事等に該当する契約に係る業者選定に際しては、登録名簿に登録された者(以下「登録者」という。)に対し、積極的に見積参加機会を与えるように努めるものとする。

(変更の届出)

第9条 登録者は、次のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を滝沢市小規模修繕、工事等登録事項変更届(様式第3号)により届け出なければならない。

- (1) 登録申請書等の記載事項に変更があったとき。
- (2) 廃業等により営業できなくなったとき。
- (3) 登録を辞退するとき。

(登録の取消等)

第10条 市長は、登録者が次のいずれかに該当するときは、当該登録者の登録の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 登録申請書等に故意に偽りの事実を記載したことが明らかとなったとき。
- (2) 第3条に規定する必要な資格を有しないこととなったと認められるとき。
- (3) 前条第2号又は第3号に該当したことを理由として登録者から届出があったとき。

2 市長は、前項の規定により登録者の登録の全部又は一部を取り消したときは、遅滞なく当該登録者に対し、滝沢市小規模修繕、工事等登録名簿(全部・一部)取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、小規模修繕、工事等契約希望者の登録に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年7月6日から施行する。

附 則(平成24年12月19日告示第171号)

この告示は、平成24年12月19日から施行する。

附 則(平成25年12月13日告示第176号抄)

(施行期日)

1 この告示は、平成26年1月1日から施行する。

附 則(平成25年12月13日告示第177号)

この告示は、平成26年1月1日から施行する。

附 則(平成28年3月22日告示第33号)

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であって、この告示の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの告示の施行前にされた申請等に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際、それぞれの告示に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の改正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成29年1月6日告示第1号)

(施行期日)

1 この告示は、平成29年1月10日から施行する。

(登録の適用期間の延長)

2 この告示の施行の際現に登録名簿に登録されている者の登録の適用期間の終期については、平成30年3月31日として登録し、及び通知したものとみなす。

別表(第4条関係)

区分	番号及び工事の種類	区分	番号及び工事の種類
建築 関係	1 ガラス	土木 関係	20 土工
	2 鋼製建具(サッシ、網戸を含む)		21 コンクリート
	3 木製建具		22 舗装
	4 外壁		23 排水施設

5 屋根	24 フェンス	
6 雨樋	25 植栽	
7 錠鍵	26 遊具	
8 門扉	27 その他公園施設	
9 シャッター	28 その他	
10 左官	設備 関係	29 電気器具
11 防水		30 通信機器
12 ブロック		31 照明器具
13 タイル		32 放送機器
14 塗装		33 空調機器
15 内装		34 給湯機器
16 疋		35 衛生機器
17 障子、襖		36 ガス機器
18 床		37 給排水設備
19 その他		38 净化槽
		39 配線
		40 配管
		41 ボイラー
		42 ストーブ
		43 その他

[様式第1号\(第5条関係\)](#)

様式第1号（第5条関係）

滝沢市小規模修繕、工事等契約希望者登録申請書

年 月 日

滝沢市長 様

滝沢市が発注する小規模修繕、工事等について、希望者登録を申請します。

申請者住所又は 所在地	〒		
フリガナ			
商号又は名称			
フリガナ			
代表者氏名	印		
電話番号		FAX番号	

希望する業種に「○」をつけてください。

建築関係	5 屋根	10 左官	15 内装
1 ガラス	6 雨樋	11 防水	16 畳
2 鋼製建具（サッシ・網戸を含む。）	7 錠錠	12 ブロック	17 障子・襖
3 木製建具	8 門扉	13 タイル	18 床
4 外壁	9 シャッター	14 塗装	19 その他
土木関係	22 補装	25 植栽	28 その他
20 土工	23 排水施設	26 遊具	
21 コンクリート	24 フェンス	27 その他公園施設	
設備関係	32 放送機器	36 ガス機器	40 配管
29 電気器具	33 空調機器	37 給排水設備	41 ポイラー
30 通信機器	34 給湯機器	38 净化槽	42 ストーブ
31 照明器具	35 衛生機器	39 配線	43 その他

添付書類

法人・個人共通	
許可、免許、登録等が必要な業種を申請するときは、許可証等の写し	
法人	個人
商業登記事項証明書又はその写し 印鑑証明書 納税証明書（法人市民税・固定資産税）	印鑑証明書 身分証明書 納税証明書（市県民税・固定資産税）

様式第2号(第6条関係)

(平28告示33・全改)

様式第2号（第6条関係）

年　月　日

様

滝沢市長

滝沢市小規模修繕、工事等登録名簿（登録・非登録）通知書

先に提出された滝沢市小規模修繕、工事等契約希望者登録申請については、下記のとおり登録名簿に（登録・非登録）となりましたので通知します。

記

1 名簿登録期間

年　月　日から　年　月　日まで

2 小規模修繕、工事等の種類

小規模修繕、工事等の種類	備考

非登録の場合の理由

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、滝沢市長に対して審査請求することができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、滝沢市を被告として（訴訟において滝沢市を代表する者は滝沢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第3号(第9条関係)

様式第3号（第9条関係）

滝沢市小規模修繕、工事等登録事項変更届

年　月　日

滝沢市長 様

次のとおり変更をしたので届け出をします。

申請者住所又は 所在地	〒 滝沢市		
フリガナ			
商号又は名称			
フリガナ			
代表者氏名	印		
電話番号	019-	FAX番号	019-

変更の事項

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

※廃業等により登録を辞退するときも届出してください。

様式第4号(第10条関係)

(平28告示33・全改)

様式第4号（第10条関係）

年　月　日

様

滝沢市長

滝沢市小規模修繕、工事等登録名簿（全部・一部）取消通知書

下記のとおり滝沢市小規模修繕、工事等登録名簿から（全部・一部）を取り消したので
通知します。

記

1 取消理由

2 取消内容

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、滝沢市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、滝沢市を被告として（訴訟において滝沢市を代表する者は滝沢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。